

北部処理区

凡	例
	全体計画区域： 事業計画（認可）区域内の 下水道整備完了以降に整備を 進めていく予定の区域
	事業計画（認可）区域： 現在下水道の整備を 進めている区域
	下水道が使える区域
	令和7年3月31日より 新たに下水道が使える区域
	未供用区域（整備済）

浸染ポンプ場

清水北部浄化センター